

終了事案（第3号事案）申出内容詳細

【申出内容（趣旨）】

商業ビルのエレベーターで、複数台のうち、特定の1台は車いす利用者が優先的に利用することとなっており、そのための専用ボタンが設置されている。その傍らにある掲示に下記の内容が書かれている。

<掲示内容>

このボタンは「身障者専用」です。

このボタンを押すことで、エレベーターの到着が早くなることはありません。

また、エレベーター全基の運行スケジュールが変更され、他フロアでの待ち時間が長くなる等、混雑の原因となりますので、身障者の方以外はこのボタンを押さないでください。

掲示にある「混雑の原因となる」という表現によって、車いす利用者がエレベーターを利用しづらくなる恐れがある。また、障害者が利用することによって「混雑の原因となる」という誤解を非障害者に与えかねないため、表現の改善を求めたい。

【結果】

事業者配慮を求める働きかけを行ったところご理解いただき、自主的に掲示内容を下記に改めたことにより終了した。

<改善後掲示内容>

このボタンは「車いす使用者等専用」です。

このボタンを押すことで、エレベーターの到着が早くなることはありません。

車いす使用者等の方以外はこのボタンを押さないでください。